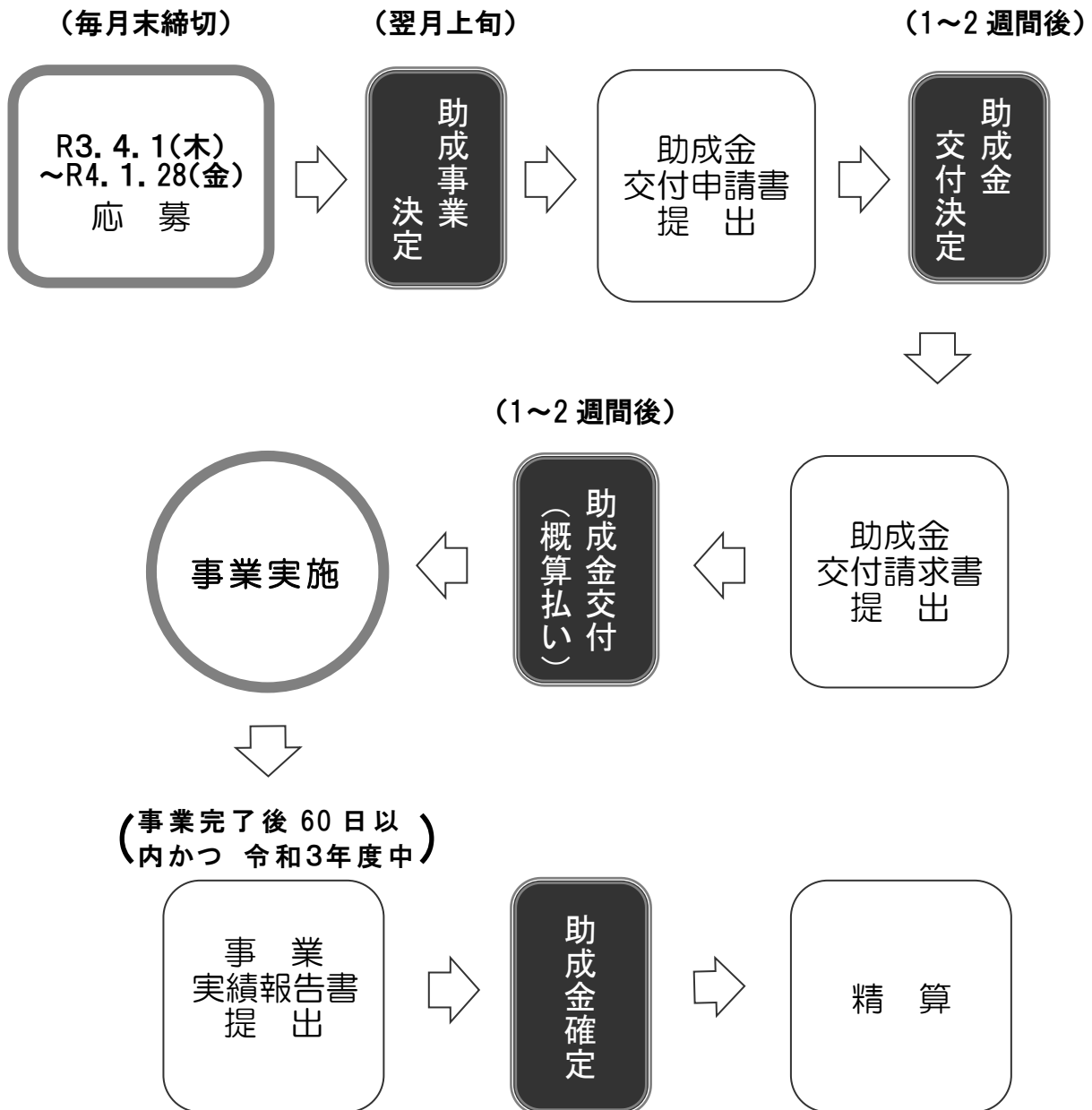


## ● 被災者交流活動助成事業の流れ



## ● その他

- 事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、市の承認を受ける必要があります。
- 助成金は概算払いで交付されますので、事業完了後、報告書等をもとに金額を確定・精算することになります。助成対象経費にかかる領収書は大切に保管してください。



若林区

令和3年度

若林区被災者交流活動助成事業

募集要項



東日本大震災の被災者のコミュニティ形成に向けた新たな活動を応援します！

受付期間

令和3年4月1日(木)から

令和4年1月28日(金)まで

午前8時45分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

お申し込み・お問い合わせ

若林区まちづくり推進課地域力推進担当

(若林区役所4階)

〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1

TEL:022-282-1111(内線6182)

FAX:022-282-1152



## ● 助成対象となる事業

対象となるのは、被災者のコミュニティ形成を支援するために行う事業で、次のいずれかに該当する事業とします。

- (1) コミュニティ形成・活性化に資するまつりやイベント等
- (2) 自主的な勉強会、講演会
- (3) 生きがいづくりへの支援
- (4) その他助成することが適当と認められるもの

上記の活動に該当しても、次のものは助成対象になりません。

- (1) 仙台市やその他公的機関が実施する他の助成制度の補助等を受けている事業
- (2) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的としたもの
- (3) その他助成対象事業とすることが適当でないと思われるもの

## ● 助成対象となる団体

応募できるのは、次のすべての要件を満たしている団体とします。個人では応募できません。

- (1) 区内の町内会、自治会その他良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っているものとして市長が認める団体であって、その区域に津波浸水区域、防災集団移転区域、復興公営住宅または応急仮設住宅（借り上げ公営住宅等及び借り上げ民間賃貸住宅をいう。）を含むこと
- (2) 特定の政治活動や宗教活動または営利を目的としていないこと
- (3) 法人の場合は法人の市民税及び事業所税に係る申告を行い、本市の市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団等と関係を有していないこと

## ● 助成金額と助成回数等

助成金額は、1事業あたり10万円を限度とし、1団体に対して年度内1回に限り、予算の範囲内で助成します。

※ 助成額は審査の結果、助成申請額から減額される場合があります。

事業を実施するために必要な経費であっても次の経費は対象になりません。

- (1) 事務所等の維持経費
  - ・・・事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費など
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費
  - ・・・旅費、宿泊費、受講料、土産代など
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
  - ・・・団体のメンバーに対する賃金や謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
  - ・・・団体内部の会議・打ち合わせ・イベント等の昼食代、弁当代、茶菓代など
  - ※ 賄材料費は、被災者交流に資するという事業目的達成のため必要な場合に限り対象になります。
- (5) 備品の購入費
  - ・・・机、いす、電話機、パソコンなど事務所用の備品、購入価格が2万円以上の物品
- (6) その他助成することが適当でないと思われる経費

## ● 応募受付

- 受付期間：令和3年4月1日（木）～令和4年1月28日（金）（必着）  
（土曜・日曜・祝日を除く）
- 受付時間：午前8時45分～午後5時
- 受付窓口：若林区役所まちづくり推進課 地域力推進担当
- 提出書類：①申込書 ②役員名簿 ③会則等団体の目的や活動内容がわかる資料
  - ※ 提出書類の作成についてご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
  - ※ ①申込書は、若林区のホームページからダウンロードすることができます。  
⇒ <http://www.city.sendai.jp/wakabayashi/> からたどれます。
  - ※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
  - ※ 当年度予算の範囲内での助成となるため、予算が終了次第、上記の受付期間より早く終了となる場合があります。

## ● 締め切り

事業実施（開始）予定日の前々月の月末までに書類を提出してください。

ただし、令和3年4月または5月に事業を実施（開始）する場合は、事前に受付窓口の若林区役所まちづくり推進課地域力推進担当までご相談ください。

## ● 選定方法と評価基準

助成対象事業と助成金額は、「被災者交流活動助成事業選定委員会」の審査を経て決定されます。

選定にあたっての評価基準は次のとおりです。

- （1）趣旨・・・・・・・・被災者の交流支援における効果が高いこと
- （2）団体の適正度・・・・自発的な活動で熱意が感じられること
- （3）実現性・・・・・・・・実現性が高いこと
- （4）助成効果・・・・・・・・被災者のコミュニティ形成のために助成の効果が高いこと

## ● 助成対象事業に決定したら

- 助成対象事業に選定された事業実施団体は、助成金申請に係る所定の手続きを行います。
- 助成対象事業が完了した日から60日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに、事業の実績報告書を提出します。

